

いつまでも私らしく生きるため 町田市介護予防月間2012

9月30日(日)～10月31日(水)

詳細はパンフレットをご覧ください(高齢者支援センター、高齢者福祉課、高齢者福祉センター、各市民センター等で配布)

市内各地域でイベントを開催します。主なイベントは次の通りです。

問 高齢者福祉課 ☎724・2146 FAX 050・3101・6180

オープニングイベント

直接会場へおいで下さい。

9月30日(日) 午前10時30分～午後4時(受け付けは午前10時から)

※アンケート記入者に粗品を差し上げます(先着順)。

場生涯学習センター7階

活動発表、音楽体操、健康体操・ボール体操(計6回開催、各回とも先着順に10人・受付で配布する整理券が必要)、骨密度測定(午前の部、午後の部、各部とも先着順に20人・受付で配布する整理券

骨密度や体内バランス等の測定会

10月6日・24日 忠生第1、7日・26日 堺第2、10日 町田第3、12日・16日 町田第1、18日 忠生第2、19日 鶴川第1、20日 町田第2、27日 町田第2、28日 南第3の各高齢者支援センター

骨密度や体内バランス、足指力の測定

お口の健康講座

10月11日 鶴川第2、24日 南第1の各高齢者支援センター

必要、口腔・栄養・認知症予防の講座、介護予防サポートの活動紹介 他

が必要、口腔・栄養・認知症予防の講座、介護予防サポートの活動紹介 他

薬の講話

10月5日 鶴川第1、17日 町田第3の各高齢者支援センター

内 普段なかなか聞けない薬についての講話

血管年齢測定会

10月5日 南第2、19日 堺第1、20日 南第3の各高齢者支援センター

内 お祭り形式のイベントや散策等で健康について学ぶ

運動体験講座や体力測定会

10月13日、25日 鶴川第2、21日 南第2の各高齢者支援センター

内 体力測定、日ごろの運動の方法等を学ぶ

お祭りやウォーキングツアー

10月14日 南第1、20日 鶴川第2(10月10日に事前説明会有り)、21日 南第3の各高齢者支援センター

内 各高齢者支援センター

町田市民交通安全フェスティバル

9月21日から始まる秋の全国交通安全運動に合わせて、町田市・町田警察署・町田ドライビングスクールが、町田市民交通安全フェスティバルを開催します。

9月23日(日) 午前8時30分～午後4時30分(雨天中止)

場 町田ドライビングスクール(南大谷1-55)

※ 駐車場はありません。

プログラム

各種交通安全体験ブース

内 反射神経測定、自動車・二輪

任意後見制度

将来、自分の判断能力が不安になったときに、どのような援助を受けるのか、誰を後見人にするのかを契約により決めておく制度です。

判断能力に低下が見られたときに、本人、家族、任意後見受任者等が家庭裁判所に申請します。任意後見監督人が選任されて初めて契約の効力が生じます。

制度についての相談は各高齢者支援センターへ。

任意後見制度

任意後見制度は、判断能力に不安がある方の契約等を代わって行ったり判断することで、本人が安心して生活ができるようにする制度です。

法定後見制度

既に判断能力に不安がある場合に、本人や家族などが申し立てる。審判手続き(本人の意向や生活状況、資産、後見人の適性を確認。判断能力の程度を医師が鑑定・診断)。審判(後見人や援助内容などを決定)。告知・通知(審判の結果を本人・後見人に報告)。

任意後見制度

任意後見人、援助内容を公正証書にする。登記(公正役場)。東京法務局。本人の判断能力が不安になると、申し立て(本人や親族、後見人などが申し立てる)。家庭裁判所。任意後見監督人を選任。開始(監督人が選ばれると、後見が開始)。

市民後見人

現在、後見の業務を行っているのは、約6割が親族、残り4割が弁護士等の専門職の方です。親族の方が後見人できない場合もあり、市民後見人が求められています。

市には、市民後見人が18人おり、活躍しています。

成年後見制度について知りたい!

10月18日(木) 10月26日(金) いずれも午前10時～正午(7月の説明会と同一内容) 場 町田市民フォーラム

①制度について②制度利用の手続きや後見人の仕事について③は、①に参加した方、制度を理解している方が対象

定 各30人(申し込み順)

申 氏名・電話番号を明示し、電話またはFAXで、町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ(☎720・9461 FAX725・1284)へ。

説明会

10月18日(木) 10月26日(金) いずれも午前10時～正午(7月の説明会と同一内容) 場 町田市民フォーラム

子どもの悩み相談をお受けしています

いじめに関する相談や、不登校・子育て等、お子さんについての相談を左下表のとおりお受けしています。また、両親や先生、友達にも相談できないような悩みを抱えているお子さん本人からの相談もお受けしています。

骨密度や体内バランス等の測定会

10月6日・24日 忠生第1、7日・26日 堺第2、10日 町田第3、12日・16日 町田第1、18日 忠生第2、19日 鶴川第1、20日 町田第2、27日 町田第2、28日 南第3の各高齢者支援センター

お祭りの健康講座

10月5日 南第2、19日 堺第1、20日 南第3の各高齢者支援センター

運動体験講座や体力測定会

10月13日、25日 鶴川第2、21日 南第2の各高齢者支援センター

お祭りやウォーキングツアー

10月14日 南第1、20日 鶴川第2(10月10日に事前説明会有り)、21日 南第3の各高齢者支援センター

任意後見制度

将来、自分の判断能力が不安になったときに、どのような援助を受けるのか、誰を後見人にするのかを契約により決めておく制度です。

任意後見制度

任意後見制度は、判断能力に不安がある方の契約等を代わって行ったり判断することで、本人が安心して生活ができるようにする制度です。

説明会

10月18日(木) 10月26日(金) いずれも午前10時～正午(7月の説明会と同一内容) 場 町田市民フォーラム

「まちだの教育83号」をご覧ください

いじめ問題に関する情報を掲載します

9月11日発行の教育広報「まちだの教育」では、いじめ問題に関する特集の掲載を予定しています。新聞折り込

いじめやお子さんについての相談機関

いじめやお子さんについての相談機関

いじめやお子さんについての相談機関

いじめやお子さんについての相談機関

いじめやお子さんについての相談機関

いじめやお子さんについての相談機関

いじめやお子さんについての相談機関

いじめやお子さんについての相談機関

いじめに関する相談や、不登校・子育て等、お子さんについての相談を左下表のとおりお受けしています。また、両親や先生、友達にも相談できないような悩みを抱えているお子さん本人からの相談もお受けしています。

相談機関名	相談方法/時間	問い合わせ先
いじめ110番 市内の公立小・中学校のいじめに関する相談	電話相談/月～金曜日 午前8時30分～午後5時	町田市指導課 ☎724・2867
町田市教育相談 市内の幼児～18歳の子どものさまざまな相談	来所相談/月～金曜日 第1・3土曜日 午前8時30分～正午、午後1時～5時	町田市教育センター(木曾東3-1-3) ☎792・6546
	電話相談/月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時30分	町田市教育センター ☎792・6548
いじめ相談ホットライン 都内のいじめに関する相談	電話相談/24時間(祝日、年末年始を含む)	東京都教育相談センター ☎03・5800・8288
東京都教育相談センター 18歳までの子どものいじめ、子育て、進路等に関する相談	電話相談/午前9時～午後9時(土・日・祝日は午後5時まで)	東京都教育相談センター ☎03・5800・8008

成年後見制度利用の手続き

法定後見制度

既に本人の判断能力に不安がある場合

申し立て(本人や家族などが申し立てる)

審判手続き(本人の意向や生活状況、資産、後見人の適性を確認。判断能力の程度を医師が鑑定・診断)

審判(後見人や援助内容などを決定)

告知・通知(審判の結果を本人・後見人に報告)

任意後見制度

契約(任意後見人、援助内容を公正証書にする)

登記(公正役場)

東京法務局

本人の判断能力が不安になると

申し立て(本人や親族、後見人などが申し立てる)

家庭裁判所

任意後見監督人を選任

開始(監督人が選ばれると、後見が開始)

成年後見制度は、判断能力に不安がある方の契約等を代わって行ったり判断することで、本人が安心して生活ができるようにする制度です。

法定後見制度

既に本人の判断能力に不安がある場合に、本人や家族などが申し立てる。審判手続き(本人の意向や生活状況、資産、後見人の適性を確認。判断能力の程度を医師が鑑定・診断)。審判(後見人や援助内容などを決定)。告知・通知(審判の結果を本人・後見人に報告)。

任意後見制度

任意後見人、援助内容を公正証書にする。登記(公正役場)。東京法務局。本人の判断能力が不安になると、申し立て(本人や親族、後見人などが申し立てる)。家庭裁判所。任意後見監督人を選任。開始(監督人が選ばれると、後見が開始)。

成年後見制度は、判断能力に不安がある方の契約等を代わって行ったり判断することで、本人が安心して生活ができるようにする制度です。

法定後見制度

既に本人の判断能力に不安がある場合に、本人や家族などが申し立てる。審判手続き(本人の意向や生活状況、資産、後見人の適性を確認。判断能力の程度を医師が鑑定・診断)。審判(後見人や援助内容などを決定)。告知・通知(審判の結果を本人・後見人に報告)。

任意後見制度

任意後見人、援助内容を公正証書にする。登記(公正役場)。東京法務局。本人の判断能力が不安になると、申し立て(本人や親族、後見人などが申し立てる)。家庭裁判所。任意後見監督人を選任。開始(監督人が選ばれると、後見が開始)。

成年後見制度は、判断能力に不安がある方の契約等を代わって行ったり判断することで、本人が安心して生活ができるようにする制度です。

法定後見制度

既に本人の判断能力に不安がある場合に、本人や家族などが申し立てる。審判手続き(本人の意向や生活状況、資産、後見人の適性を確認。判断能力の程度を医師が鑑定・診断)。審判(後見人や援助内容などを決定)。告知・通知(審判の結果を本人・後見人に報告)。

任意後見制度

任意後見人、援助内容を公正証書にする。登記(公正役場)。東京法務局。本人の判断能力が不安になると、申し立て(本人や親族、後見人などが申し立てる)。家庭裁判所。任意後見監督人を選任。開始(監督人が選ばれると、後見が開始)。

成年後見制度は、判断能力に不安がある方の契約等を代わって行ったり判断することで、本人が安心して生活ができるようにする制度です。

法定後見制度

既に本人の判断能力に不安がある場合に、本人や家族などが申し立てる。審判手続き(本人の意向や生活状況、資産、後見人の適性を確認。判断能力の程度を医師が鑑定・診断)。審判(後見人や援助内容などを決定)。告知・通知(審判の結果を本人・後見人に報告)。

任意後見制度

任意後見人、援助内容を公正証書にする。登記(公正役場)。東京法務局。本人の判断能力が不安になると、申し立て(本人や親族、後見人などが申し立てる)。家庭裁判所。任意後見監督人を選任。開始(監督人が選ばれると、後見が開始)。

成年後見制度は、判断能力に不安がある方の契約等を代わって行ったり判断することで、本人が安心して生活ができるようにする制度です。

法定後見制度

既に本人の判断能力に不安がある場合に、本人や家族などが申し立てる。審判手続き(本人の意向や生活状況、資産、後見人の適性を確認。判断能力の程度を医師が鑑定・診断)。審判(後見人や援助内容などを決定)。告知・通知(審判の結果を本人・後見人に報告)。

任意後見制度

任意後見人、援助内容を公正証書にする。登記(公正役場)。東京法務局。本人の判断能力が不安になると、申し立て(本人や親族、後見人などが申し立てる)。家庭裁判所。任意後見監督人を選任。開始(監督人が選ばれると、後見が開始)。